

(許可条件)

1. 本申請書は、占用をしようとする日より、一時占用については5日、その他の場合については10日前までに必ず提出すること。
2. 工事施工にあたっては、一般交通に支障を及ぼさないよう行うとともに危険標示、防護柵を設けて事故防止に万全を期すること。
3. 占用又は占用工事にあたっては、日向市占用規則及び関係法規を遵守し、道路管理者の指示を受けること。
4. 工事中他の道路構造物に損傷を与えた場合には、速やかに原形復旧すると共にその費用は申請人の負担とする。
5. 占用箇所に関口受益者のある場合は、相手方とも充分協議し占用すること。
6. 道路の拡幅改良等、道路管理者において占用物件の移転に必要を生じたときは、速やかに申請人において他の箇所に移設することとし、その費用についても一切申請人の負担とすること。
7. 掘削後の復旧は、申請人で原形復旧することとし砂利道は上層40cmをクラッシャーランで埋戻し十分転圧する。
舗装道については必ず舗装版を切断し掘削する。埋戻しはクラッシャーランとし上層20cmは粒調碎石を使用し機械力により直ちに締め固める。(転圧は一層の仕上厚が20cm以下になるように埋戻しランマー等で入念に行うこと。)表層は埋戻転圧後直ちに施工する。(転圧不足等で路面が2年以内に沈下または破損した場合は、申請者の負担により補修すること。)
8. 工事完了後、原形復旧の確認検査を受けること。
9. 次の場合には許可を取消すことがある。許可取消によって生じた損失は補償しない。
(A)関係法令又は道路管理者の指示に従わないとき。
(B)占用料金を納期までに納入しないとき。
10. 道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めること。
11. 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により、特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占有許可後5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占有物件の安全確認のため、占有物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること。
12. 占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときは、ただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況およびそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。
13. その他の条件

土地区画整理法第76条

道路占有許可申請書 について上記の条件を附して許可する。

日向市長

十屋 幸平

印

(教示)

1 異議申立て及び審査請求について

この処分不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、日向市長に対して異議申立てをすることができます。

また、当該異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、審査請求をすることができます。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても、当該異議申立てにつき決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 取消訴訟について

この処分の取消の訴えは、この処分(この処分について、上記1の異議申立てをしたときは当該異議申立てに対する決定、上記1の審査請求もしたときは当該審査請求に対する裁判)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、日向市を被告として(訴訟において日向市を代表する者は日向市長となります。)提起することができます。

(申請者用)

許可年月日 令和 年 月 日

土地区画整理法第76条許可書(道路占用)

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

TEL ()

現場責任者

TEL ()

占用の目的								
占用の場所	路線名						線	
	路線番号	No.	道路種別	イ. 砂利道 ロ. 簡易舗装 ハ. アスファルト	掘削場所	車道、歩道、その他		
	場所	日向市						
占用物件	名称	規模	数量	掘削面積			m ²	
				影響面積			m ²	
占用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間	占用物件の構造					
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間	工事実施の方法	イ. 直営 ロ. 請負				
道路の復旧方法			添付書類	1. 付近見取図 2. 平面図 3. 断面図 4. その他				
占用料金	円 納入期限 令和 年 月 日	算定式	円 × $\frac{m}{m^2} \times \frac{1}{12}$ 月 = 円 本					
許可条件						受付印		
関係課の意見 その他								

土地区画整理法

第三章 土地区画整理事業

第一節 通則

(建築行為等の制限)

第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

一 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第二十一条第三項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

四 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第三条第四項又は第五項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

五 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かななければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事等は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、国土交通大臣若しくは都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(昭四三法一〇一・昭五七法五二・平五法八九・平一一法二五・平一一法七六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一五法一〇〇・平一七法三四・平二三法一〇五・一部改正)

(提出用)

許可年月日 令和 年 月 日

土地区画整理法第76条許可申請書 (道路占用)

日向市長 十屋 幸平 様

令和 年 月 日

申請者

新規 更新 変更

住所

氏名

印

TEL ()

現場責任者

TEL ()

土地区画整理法第76条の規定により許可を申請します。

占用の目的						
占用の場所	路線名	線				
	路線番号	No.	道路種別	イ. 砂利道 ロ. 簡易舗装 ハ. アスファルト ニ. コンクリート舗装	掘削場所 車道、歩道、その他	
	場所	日向市				
占用物件	名称	規模	数量	掘削面積		
				掘削面積	m ²	
				影響面積	m ²	
占用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間	占用物件の構造			
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間	工事実施の方法	イ. 直営 ロ. 請負		
道路の復旧方法		添付書類	1. 付近見取図 2. 平面図 3. 断面図 4. その他			
占用料金	円 納入期限 令和 年 月 日	算定式	円 × $\frac{m}{m^2} \times \frac{1}{12} \text{月} =$ 円 本			
許可条件				受 付 印		
関係課の意見 その他						
上記のとおり許可してよろしいか						
市街地整備課長	室 長	課長補佐	係 長			係 員

(記載要領)

1. **新規 更新 変更** については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
3. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
4. 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
5. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を記載すること。

(許可条件)

1. 本申請書は、占用をしようとする日より、一時占用については5日、その他の場合については10日前までに必ず提出すること。
2. 工事施工にあたっては、一般交通に支障を及ぼさないように行うとともに危険標示、防護柵を設けて事故防止に万全を期すること。
3. 占用又は占用工事にあたっては、日向市占用規則及び関係法規を遵守し、道路管理者の指示を受けること。
4. 工事中他の道路構造物に損傷を与えた場合には、速やかに原形復旧すると共にその費用は申請人の負担とする。
5. 占用箇所の間口受益者のある場合は、相手方とも充分協議し占用すること。
6. 道路の拡幅改良等、道路管理者において占用物件の移転に必要を生じたときは、速やかに申請人において他の箇所に移設することとし、その費用についても一切申請人の負担とすること。
7. 掘削後の復旧は、申請人で原形復旧することとし、砂利道は上層40 c mをクラッシャーランで埋戻し十分転圧する。
舗装道については必ず舗装版を切断し掘削する。埋戻しはクラッシャーランとし上層20 c mは粒調砕石を使用し機械力により直ちに締め固める。(転圧は一層の仕上厚が20 c m以下になるように埋戻しランマー等で入念に行うこと。)表層は埋戻転圧後直ちに施工する。(転圧不足等で路面が2年以内に沈下または破損した場合は、申請者の負担により補修すること。)
8. 工事完了後、原形復旧の確認検査を受けること。
9. 次の場合には許可を取消すことがある。許可取消によって生じた損失は補償しない。
(A) 関係法令又は道路管理者の指示に従わないとき。
(B) 占用料金を納期までに納入しないとき。
10. 道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めること。
11. 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により、特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること。
12. 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときは、ただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況およびそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。
13. その他の条件

(本申請による添付書類)

1. 占用地の位置図 平面及び断面図
2. 施設又は工事を伴うものであるときは、その設計書、仕様書及び構造図
3. 他の法令により、官公署の許可を必要とするものは、その許可書の写し
4. 隣接の土地家屋に影響があると認められるものについては、その利害関係人の同意を示す書類
5. 道路の復旧を、原因者が行う場合にあっては、その設計書並びに図面